

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富岡市長は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

群馬県 富岡市長

公表日

令和6年11月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、介護保険被保険者の資格、認定、保険給付に関する事務を実施している。被保険者資格管理、要介護・要支援認定、受給者台帳・給付実績の管理に関する事務について特定個人情報ファイルを使用する。 保険給付の支給に際して、公金受取口座情報を照会し事務を行う。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル、認定管理ファイル、給付管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,144,161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富岡市 総務部 総務課 〒370-2392 群馬県富岡市富岡1460番地1 0274-62-1511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富岡市 健康福祉部 高齢介護課 〒370-2392 群馬県富岡市富岡1460番地1 0274-62-1511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	対象のシステムを使用する職員を限定しており、年度ごとに適切に管理を行っている。また、システムへログインする際には、ユーザーID、静脈認証による認証及びパスワードを必要としているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	3.個人番号の利用	番号法第19条第7項 別表第二 項番 26,93,94,95	番号法第19条第7項 別表第二 項番26,94	事後	
令和1年6月28日	5.評価実施機関における担当部署	高齢介護課長 松井順子	課長	事後	人事異動
令和1年6月28日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富岡市 健康福祉部 高齢介護課 〒370-2392 群馬県富岡市富岡1460番地1 0274-62-1511	富岡市 総務部 総務課 〒370-2392 群馬県 富岡市富岡1460番地1 0274-62-1511	事後	
令和1年6月28日	リスク対策	旧様式	新様式	事後	新様式による追加
令和2年3月27日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7項 別表第二 項番26、94	番号法第19条第7項 別表第二 項番26、93、 94	事後	データ標準レイアウト改版に伴う変更
令和2年3月27日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	富岡市 企画財務部 税務課 〒370-2392 群馬県富岡市富岡1460番地1	富岡市 健康福祉部 高齢介護課 〒370-2392 群馬県富岡市富岡1460番地1 0274-62-1511	事後	データ標準レイアウト改版に伴う変更
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7項 別表第二 項番26、93、 94	番号法第19条第8項 別表第二 項番26、93、 94	事後	法令改正に伴う変更
令和6年11月29日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法に基づき、介護保険被保険者の資格、認定、保険給付に関する事務を実施している。被保険者資格管理、要介護・要支援認定、受給者台帳・給付実績の管理に関する事務について特定個人情報ファイルを使用する。	介護保険法に基づき、介護保険被保険者の資格、認定、保険給付に関する事務を実施している。被保険者資格管理、要介護・要支援認定、受給者台帳・給付実績の管理に関する事務について特定個人情報ファイルを使用する。保険給付の支給に際して、公金受取口座情報を照会し事務を行う。	事前	公金受取口座を利用した公的給付等の支給に関する情報連携に伴い追記が生じるもの
令和6年11月29日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバ	介護保険システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	事後	字句の修正
令和6年11月29日	I 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番68	番号法第9条第1項 別表100の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	「番号法」の一部改正(別表第一の廃止)に伴う修正 公金受取口座を利用した公的給付等の支給に関する情報連携に伴い追記が生じるもの
令和6年11月29日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 項番26、93、 94	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125, 128,132,144,161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表131、132の項	事後	「番号法」の一部改正(別表第二の廃止)に伴う修正
令和6年11月29日	II 1.いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月29日	II 2.いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月29日	IV 8.人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない	事後	新様式による追加
令和6年11月29日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式による追加
令和6年11月29日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		[十分である]	事後	新様式による追加
令和6年11月29日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		対象のシステムを使用する職員を限定しており、年度ごとに適切に管理を行っている。また、システムへログインする際には、ユーザーID、静脈認証による認証及びパスワードを必要としているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	新様式による追加